

	質問	回答
Q1	給付対象の要件はなんですか。	奄美市に主たる事業所を有する事業者、又は事業所を有しない個人事業者で住民票が奄美市内にある事業者が対象となります。
Q2	主たる事業所とはなんですか。	本社機能を有する事業所又は、登記上の本店所在地に事業実態がある事業所をいいます。本社機能を有する事業所とは、人事・労働管理・財務マネジメントなど、経営の重要な意思決定が行われる事業所です。
Q3	市内に本社又は主たる事業所を有していることを確認する書類はなんですか。	法人…確定申告書別表一に記載の納税地 個人事業主（青色申告）…青色申告決算書の事業所所在地 個人事業主（白色申告）…収支内訳書の事業所所在地
Q4	奄美市内に住所はあるが、奄美市外に主たる事業所がある場合は対象となりますか。	主たる事業所が奄美市外である場合は対象外となります。
Q5	奄美市外に住所はあるが、奄美市内に主たる事業所がある場合は対象となりますか。	主たる事業所が奄美市内にある場合は対象となります。
Q6	対象の業種はなんですか。	全ての業種が対象となります。（時短要請協力金の対象事業者とタクシー運転代行業は除きます。）
Q7	時短要請協力金を受給していない飲食店は、奄美市事業所支援給付金を申請できますか。	時短要請協力金の受給の有無を問わず、時短要請協力金の対象事業者（20時以降の営業をしている飲食店等）は、奄美市事業所支援給付金を申請できません。平時から20時以降の営業をしていない等の理由により時短要請協力金の対象事業者とならなかった飲食店は、奄美市事業所支援給付金を申請可能です。
Q8	2つ以上の事業をしており、内1つの事業が20%以上減少している場合は対象となりますか。	事業ごとではなく、事業者ごとでの申請となります。同一事業者が行っている事業の合計にて申請要件の確認をお願いします。
Q9	事業復活支援金を受給したが、復活支援金給付通知書を紛失してしまった。申請は可能ですか。	復活支援金給付通知書を紛失してしまった場合には、復活支援金のマイページの写しと入金があった通帳の写しを提出することで代用可能です。
Q10	申請要件にある「鹿児島県時短要請協力金の対象事業者でないこと」は、いつの時短要請に係るものですか。	R4.1.11～R4.3.6の時短要請に係る時短要請協力金の対象事業者となっていなければ、奄美市事業所支援給付金が申請可能です。
Q11	請求書上段にある「令和 年 月 日付け奄商第 号の交付決定通知」の記載はどうすれば良いですか。	請求書上段にある交付決定通知書の番号は、申請書受付後に決まる番号ですので空欄のまま提出をお願いします。詳しくは、HPに記載例が載っておりますのでご確認をお願いします。